



2024
No.177
5・6月号
編集発行人
税理士法人
伏見会計事務所
〒420-0804
静岡市葵区竜南3丁目10-18
TEL (054) 246-2433 (代)
FAX (054) 246-9389
E-mail: kaikai@t-fushimi.co.jp
URL: http://www.t-fushimi.co.jp/



「賃上げ促進税制が強化されます」

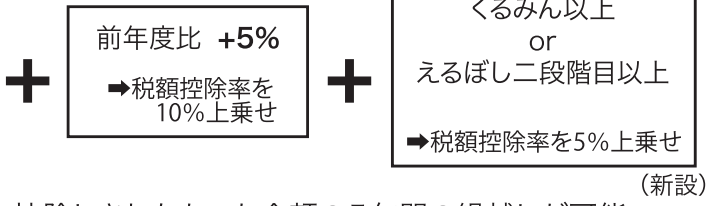
このコーナーでは税務に関する様々な情報を提供して参ります。記事の内容についてご質問等ございましたら、下記の電話番号、もしくは担当者までお問い合わせ下さい。リクエスト等もお待ちしております。
☎ 054-246-2433

賃上げの流れを後押しするため、賃上げ税制を3年間延長した上で、内容が見直しされます。中小企業向け賃上げ促進税制は、中小企業が前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から控除できる制度です。中小企業は、赤字法人の割合も高く、せっかく従業員給与の支給を増やしても赤字事業年度では税額控除の恩恵を受けられませんでした。賃上げによる税額控除額を5年間繰越控除する措置が創設されます。

中小企業向け

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率
+1.5 %	15 %
+2.5 %	30 %



中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能
 中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能
 (中小企業庁HPより)

〈中小企業向け賃上げ促進税制のポイント〉

- ・賃上げ率と税額控除率(+1.5%:15%、+2.5%:30%)は改正前と同じ
(法人税額の20%を限度)
- ・控除しきれなかった金額の5年間繰越が可能
- ・上乘せ要件の教育訓練費の前年度比増加率が10%から5%へ緩和
- ・女性活躍推進又は子育てサポートに積極的な企業への5%上乘せを新設

※改正案は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度から適用

